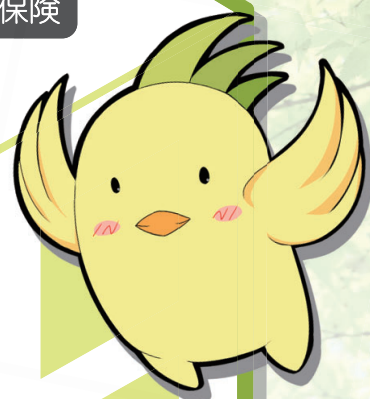


テナント保険で、安心のご営業を。

テナント保険・テナント入居者賠償責任保険

みらいの
テナント保険





● mirai no Tenant Insurance とは

テナント保険とは、借用施設で事業を営まれるときの様々なリスクをカバーする保険です。

事業者の大切な設備・什器を火災や盗難からお守りするとともに、入居されている施設の大家さんや、他の人に賠償責任を負ったときに保険金をお支払いいたします。

3つのあんしん補償



設備・什器等 の補償

大切な設備・什器等を
まさかの災害からお守りします！

【保険の対象となるもの】
借用施設に収容された、
お客様が所有する
業務用の設備・什器等が
保険の対象となります。

費用 の補償

災害時の
思わぬ出費をカバーします！

賠償責任 の補償

大家さんやお客様への
賠償責任を補償します！

《主な引受条件》

以下の場合、ご契約いただけません。

- ①借用施設の用途が事業用（事務所・小売店・飲食店）以外の場合
 - ②借用施設の専有面積が 330 m²を超える場合
 - ③同一の契約者または被保険者について、既に弊社と締結している他の保険契約がある場合
- 詳しくは代理店または弊社までお問合せください。

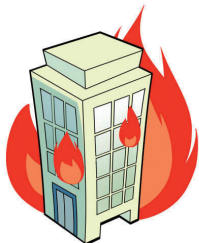
たとえば、こんな事故のときに保険金をお支払いします。

設備・什器等補償 まさかの災害にあったとき、設備什器等の損害を補償する

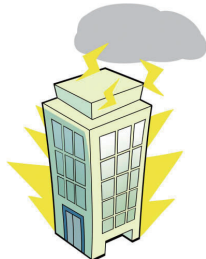


大切な設備・什器等が火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難などで損害を受けた時に保険金をお支払いします。

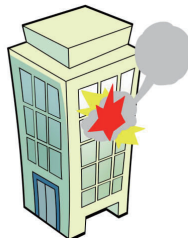
①火災



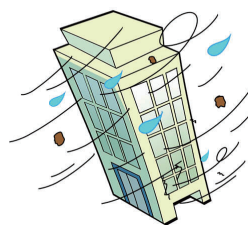
②落雷



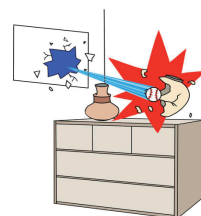
③破裂・爆発



④風災、ひょう災、雪災



⑤落下、飛来、衝突



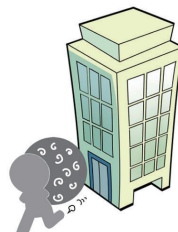
⑥水濡れ



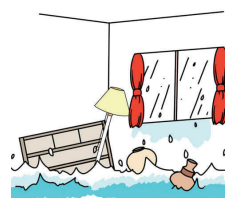
⑦騒じょう



⑧盗難



⑨床上浸水



⑩破損等

①から⑨までの事故
以外の偶然な事故



費用補償 災害時の思わぬ出費をカバーする

修理費用保険金

借用施設が①から⑩までの事故によって損害を受けた場合または借用施設専用水道管が凍結によって損害を受けた場合に、自費でこれを修理したときは、その修理費用に対して、保険金を支払います。

臨時費用保険金

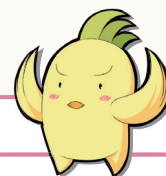
設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、保険金を支払います。

残存物取片付費用保険金

設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物取片づけ費用に対して、保険金を支払います。

失火見舞費用保険金

借用施設から発生した①火災、③破裂または爆発の事故によって、第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、保険金を支払います。

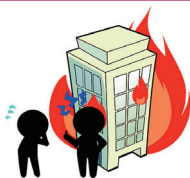


賠償補償 施設や業務の遂行に関連する賠償リスクを補償する

火災や破裂・爆発などの事故により貸主に与えた損害または借用施設内における事業場の事故で第三者に与えた損害により法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

借家人賠償責任補償

火災、破裂・爆発などで、借用施設に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



施設賠償責任補償

借用施設内での業務中に、偶然な事故により誤って他人にケガをさせ、または財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。

※補償対象外となる場合もございます



⇒ 詳しくはテナント保険普通保険約款をご覧ください

●事故にあわれた時のお手続き

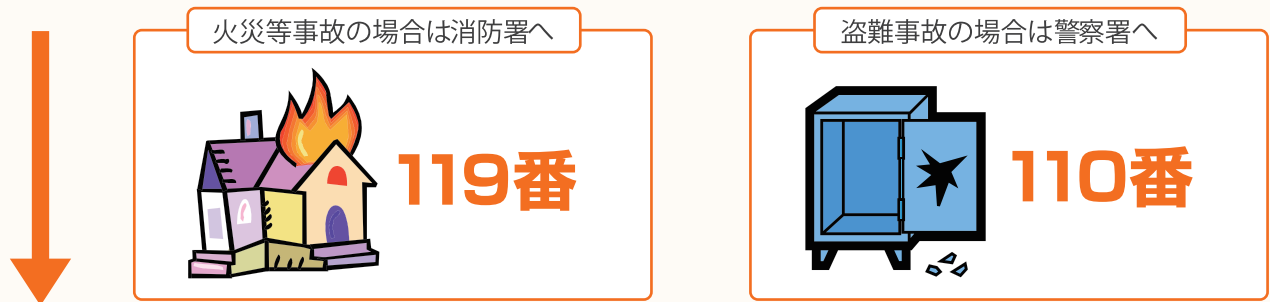


事故発生からサポートまでの流れ



もし事故にあわれたら、以下のお手続きをお願い致します。

① 公的機関にご連絡ください



② 事故が発生した場合は、事故受付センターまでご連絡ください

事故受付電話番号

0120-066-649

受付時間 /24 時間 365 日

《ご注意》

- ・事故の通知については事実をありのままにお伝えください。お客さまからお伝えいただいたことが事実と異なっていた場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず事前に弊社担当者をご相談ください。事前のご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・ご請求いただく保険金により、必要な書類が異なります。保険金の請求にあたっては、弊社がご案内する必要書類を添えて、弊社までご提出ください。
- ・保険金のお支払いは、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から原則30日以内（※）に行います。

※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

《お願い》 保険金のお支払いに向け、損害状況・事故状況の確認についてご協力をお願い致します。

みらいのテナント保険をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

**ご契約前に必ずお読みください。**

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。
ご不明点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、みらいのテナント保険(以下、「本保険」といいます。)のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、テナント保険普通保険約款をご参照ください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

本保険は、火災・風災・水災・盗難等による借用施設内の業務用設備・什器の損害に対する補償を中心に、借用施設の修理費用や、貸主や第三者に対する損害賠償責任などを補償する、借用施設で事業を行う方のための保険です。

(2) 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合)

- (1) 設備・什器等補償(費用補償を含む)
- (2) 借家人賠償責任保険
- (3) 施設賠償責任保険金

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明「7. 保険金のお支払い等」の【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照ください。

(4) 保険期間

保険期間は、1年間または2年間です。

(5) 引受条件(保険金額等)

- (1) 保険金額は、加入コースによって異なります。ご契約いただくコースは、事故発生時に十分な補償が受けられるよう、選択可能コースからお選びください。
- (2) 以下の場合はこの保険契約をお引き受けできません。
 - ①借用施設の用途が、事務所・小売店舗・飲食店以外に該当する場合
 - ②借用施設において行う事業が以下の業種に該当する場合

製造業(工場・作業場)、クリーニング店(取次ぎのみの店舗は除く)、自動車・自動二輪車・自動車販売店、保育所・託児所、介護サービス事業所、医薬品・医療用品(コンタクトレンズを含む)販売店、火薬類専門販売店、LPガス販売店、ガソリンスタンド、旅館・ホテル、道場・ジム等、酒を主とする飲食店、エステ・ネイルサロン、風俗営業店(クラブ・スナック・キャバレー・パブ・キャバクラ(ホスト・ホステスを擁するところ)、パチンコ・パチスロ店、麻雀店、ゲームセンター、漫画・ゲーム喫茶、カラオケ店、ディスコ・ダンスホール、性風俗特殊営業店、待機所)、その他別途指定する業種。

- ③借用面積が330㎡を超える場合

- (3) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2 保険料

保険料は加入コースの保険金額、保険期間、借用施設の用途によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5 解約返戻金

保険期間の途中でご契約を解約なさる場合、保険期間開始日から解約日までの既経過月数に対応する返戻率を保険料に乗じた額を返戻します。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、テナント保険普通保険約款をご参照ください。

1 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

テナント保険は、営業もしくは事業のために締結するもののため、保険業法第 309 条第 1 項第 2 号の規定によりクーリングオフの適用はございません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

①借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類 ②借用施設の専有面積 ③借用施設の所在地
④保険契約者および被保険者 ⑤この保険契約と同一の危険を補償する他の保険契約等（共済契約を含む）の有無

- (2) ご契約に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

- ①保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実。
②保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①借用施設の用途または借用施設で行う事業の種類を変更した場合 ②被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合 ④保険の対象の全部が滅失した場合
⑤①から④のほか、告知事項の内容に変更が生じた場合

3 補償の開始時期

- (1) 弊社の保険契約上の責任は、保険期間開始日の 0 時に始まり、保険期間満了日の 24 時に終わります。
(2) 保険期間が始まった後でも、弊社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

ただし、保険料を口座振替またはコンビニエンスストア払いで支払われる場合を除きます。

4 補償重複について

保険契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

| 今回ご契約いただく補償 | 補償重複が生じる他の保険契約等の例 |
|-------------|------------------------|
| 設備・什器等補償 | 動産総合保険 |
| 施設賠償責任補償 | 事業者向け賠償責任保険の施設賠償責任補償特約 |

※それぞれの契約により、補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や異動（対象施設の変更等）を行う場合には、ご注意ください。

5 破綻時等の取扱い

- (1) 弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機関の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

6 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1) 継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険の範囲

弊社は保険業法に基づき、以下の全てに該当する保険のお引き受けを行っています。

- ①保険期間は 2 年以内。②被保険者 1 名についての保険金額合計額は 1,000 万円が上限となります。
③保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100 名が上限となります。（ただし、1 保険契約者についての保険金額合計額が 10 億円以下である場合は、この限りではありません。）

7 保険金のお支払い等

この保険で、保険金をお支払いする主な場合またはお支払いできない主な場合は、以下のとおりです。
(主な場合のみ記載しておりますので、詳細はテナント保険普通保険約款をご参照ください)

| 保険金名称 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|-----------|--|---|
| 設備・什器等 | 次のいずれかに①～⑩の事故によって保険の対象について生じた損害に対して、設備・什器等保険金を支払います。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、雹災または雪災(保険の対象を収容する建物が直接破損したために保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合に限り) ⑤建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊(雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、雹災、雪災または水災による場合を除く) ⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ(風災、雹災、雪災または水災による場合を除く) ⑦騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧盗難(警察署に盗難被害の届出を受理されたことを条件とする)⑨水災による床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 ⑩破損等①から⑨までの事故以外の偶然な事故 | (1)弊社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(注)を支払いません。 ①保険契約者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ③左記①から②の事故または⑨の事故の際における保険の対象である設備・什器等の紛失または盗難 ④保険の対象である設備・什器等が屋外にある間に生じた事故 ⑤雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入 (注) 設備・什器等保険金、修理費用保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または失火見舞費用保険金をい、(1)から(3)において以下同様とします。 (2)弊社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性による事故(注)①から③までの事由によって発生した左記①から⑩の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因が異なる場合でも左記①から⑩の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。 |
| 修理費用 | 次のいずれかの事故によって借用施設について生じた損害に対して、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、または緊急的に自費でこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。 ・借用施設が上記①から⑩までの事故によって損害を受けた場合 ・借用施設専用水道管が凍結によって損害を受けた場合 | (3)弊社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ②保険の対象の瑕疵によって生じた損害 ③保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ④保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑤保険の対象に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的の事故によって生じた損害 ⑦詐欺または横領によって生じた損害 ⑧土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ⑨保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ⑩置忘れ紛失または不注意による廃棄によって生じた損害 ⑪楽器に生じた損害 ⑫被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用 ⑬被保険者が借用施設を明け渡した後に発見された損害以外の原状回復に必要な修理費用 |
| 臨時費用 | 設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。 | (4)弊社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 ②借用施設に設置された感知器類 ③保険の対象を収容する建物内において共同に利用される物 ④保険の対象を収容する建物の屋外設備・装置 |
| 残存物取片づけ費用 | 設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。 | 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と借用施設の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ②被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任 |
| 失火見舞費用 | 借用施設から発生した①火災、③破裂または爆発によって第三者の所有物に損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。 | 次のいずれかに該当する損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。 ①借用施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害 ②航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害 ③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害 ④被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害 ⑤仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害 |
| 借家人賠償責任 | 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。 ①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ | |
| 施設賠償責任 | 被保険者が次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、施設賠償責任保険金を支払います。 ①被保険者による借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ②借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故 | |

8 保険の対象に含まれないもの

この保険で保険の対象に含まれないものは、以下のとおりです。

- ① 船舶、自動車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車(注)
 - ② 現金、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類その他これらに類する物
 - ③ 生活用の動産
 - ④ 貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙形、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ 看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等
 - ⑨ 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
- (注) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

上記内容にかかわらず、②の現金もしくは預貯金証書または④に掲げるものに盗難による損害が生じたときは、業務用のもの(注)に限り、これらを保険の対象として取り扱います。

(注) レジまたは金庫等の借用施設内の正規の保管場所に収容されている業務用の現金および預貯金証書をい、営業時間外においては施錠されているレジまたは金庫等に保管されていたものに限り、業務用のものに限り、業務用の現金および預貯金証書をい、営業時間外においては施錠されている

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはテナント保険普通保険約款をご参照ください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお払いいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。
- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。
- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後にお渡しする保険証券は、内容をご確認の上、本パンフレットと共に大切に保管してください。

3 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-066-649(年中無休・24時間受付)

※賠償事故の場合は、事前に弊社へご相談ください。事前にご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則 30 日以内(※)に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。
※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)は、保険契約の適正な引受審査・引受、維持・管理、履行のために利用するほか、弊社及び提携先・委託先の業務・商品・サービスのご案内・提供・管理、アンケートの実施、お問合せへの対応等のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規制により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(少額短期保険代理店を含む)に取り扱いを委託する場合
- ③再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- ④保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

※個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページにて「プライバシーポリシー」をご参照ください。
<http://www.mirai-hoken.co.jp/>

| 事故にあわれた場合(事故受付) | ご契約内容に関するお問合せ |
|--|--|
|  0120-066-649 受付時間 / 24 時間・年中無休 |  0120-651-051 受付時間 / 10:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) ご不明点がございましたら、お気軽にお問合わせください。 |

<<取扱い代理店>>

みらい少額短期保険株式会社
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング
(営業時間/月~金10:00~17:00※土日祝除く)

